

令和8年6月1日

伊豆市議会議長 下山 祥二 様

伊豆市議会政治倫理審査会  
委員長 波多野 靖明

### 伊豆市議会政治倫理審査会審査結果報告書

伊豆市議会政治倫理審査会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、伊豆市議会議員政治倫理条例第7条の規定により報告します。

#### 記

- 1 付 託 事 件      令和8年4月27日に付託された審査請求
- 2 審査対象議員      森   良雄
- 3 審 査 結 果      別紙のとおり

## 伊豆市議会議員政治倫理審査会審査結果報告

### 1 審査請求の内容

[請求者] 住 所 伊豆市土肥 446-12

氏 名 小長谷 順二

[連署議員] 木村 建一 尾垣 和則 小川 多美子 3名

[政治倫理基準] 伊豆市議会議員政治倫理条例第3条第1号および第7号該当について

[審査を求める内容] 令和7年12月19日の本会議での戒告懲罰に科せられた後に、市内に新聞折り込みされた「森よしおニュースNo.114」、「森よしおニュースNo.115」の記述内容、令和8年3月11日の本会議一般質問での不適切発言と、令和8年3月25日の本会議での当初予算案の反対討論での不適切発言

[証拠書類] 「森よしおニュースNo.114」、「森よしおニュースNo.115」、令和7年12月定例会の際、小長谷議員が提出した「森良雄議員に対する懲罰の動議」及びそれに対する「懲罰特別委員会委員長報告」

[追加分] 令和8年3月定例会での、森良雄議員の一般質問で不適切発言をしたこと、同議員の反対討論での不適切な発言をしたことを記した文書

### 2 審査対象議員 森 良雄

### 3 審査会の構成

委員長 波多野 靖明

副委員長 黒須 淳美

委 員 飯田 大 浅田 藤二 鈴木 優治 間野 みどり

青木 靖 三田 忠男 計8人

### 4 審査会開催の経緯

令和8年4月16日（木） 審査請求書を議長が受理

4月27日（月） 議員全員協議会にて伊豆市議会政治倫理審査会の設置をし、議長が審査会委員を指名し、委員から委員長及び副委員長を指名する。

4月27日（月） 第1回審査会 午後2時40分から午後2時55分まで  
出席委員8人

政治倫理審査会制度確認等の説明を受けた後、提出された審査請求書の「審査を求める行為の内容」に対し、伊豆市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1号及び第7号の政治倫理基準に該当するか否かを審査することを確認した。請求書の内容を確認し、第2回審査会に請求者と審査対象議員に出席要求を求め、それぞれ意見聴取をすることとした。

令和8年5月8日（金） 第2回審査会 午後1時24分から午後2時19分まで  
出席委員8人

請求者の小長谷議員と審査対象議員の森良雄議員が、それぞれ出席要求に応じ出席した。請求者は、令和8年3月定例会での、森良雄議員の一般質問で不適切発言をしたこと、同議員の反対討論での不適切な発言をしたことの資料を追加資料として提出し、説明を行った。委員からの質疑はなかった。審査対象の森議員は、出席したが「間違っただけ」として説明はなかった。委員から質疑をしたが、的を射た回答はなかった。

出席要求者退席後、政治倫理基準の違反行為について委員の意見を出し合い、条例第3条第1号及び第7号に違反する行為の存否について採決し、全会一致により可決する。

条例第6条第4項の措置決定について、各委員からの意見を出し合った。

令和8年5月20日（水） 第3回審査会 午後1時30分から午後3時55分まで  
出席委員8人

条例第6条第4項の措置決定について、1号から6号のどの措置を講ずるか意見を出し合った。意見が出尽くし、第4号「出席自粛の勧告」、第5号「議員辞職の勧告」のいずれかにすることを決定し、採決を諮った。第5号は賛成5人につき、出席委員の3分の2を満たさず、第4号は賛成6人につき出席委員の3分の2を満たし、条例第6条第4項第4号「出席自粛の勧告」の措置とすることを決定した。

結果通知の際は、森議員に正しい理解をしてもらえるよう、論理的内容を盛り込んだ通知にする意見があった。

出席自粛の期間については、令和8年6月定例会初日（6月12日）から最終日（7月2日）までの21日間とすることに、全会一致で決定した。

令和8年5月28日（木） 第4回審査会 午後1時29分から午後2時38分まで  
出席委員8人

第3回で条例第6条第4項第4号「出席自粛の勧告」の措置とすることを決定したが、会期中全日出席自粛を勧告することは、議員として権限のある採決も加わることを自粛勧告することとなるため、例えば、第6号とし、定例会会期中の発言の自粛などが選択肢としてあるのではないかと、第4回開催をすることとした旨を説明。

再度、各委員から意見聴取をしたが、第3回審査会で決定した第4号を変更しないことを決定した。出席自粛の期間も変更なし。

結果通知に添付する説明書の記載内容について検討し、請求者から提出された資料の記載事項について、事実に基づく内容を扱うことを決定。

## 5 政治倫理基準に違反する行為の存否

条例第3条第1号及び第7号に違反する行為があったことを認める。

## 6 審査の結果

本審査会は、審査請求者の小長谷順二議員に審査請求の内容について出席と説明を求め、質疑を行った。審査対象となる不適切発言については、令和8年3月定例会での、森良雄議員の一般質問で不適切発言をしたこと、同議員の反対討論での不適切な発言をしたことの資料の追加提出があった。審査の対象とする証拠書類は、審査請求時に出された「森よしおニュースNo.114」、「森よしおニュースNo.115」、令和7年12月定例会の際、小長谷議員が提出した「森良雄議員に対する懲罰の動議」及びそれに対する「懲罰特別委員会委員長報告」を確認して審査をした。

### (1) 森よしおニュースNo.114、No.115 について

森議員は、新聞折り込みで発行した森よしおニュースNo.114 で「津波避難タワーのテラスオレンジトイを「殺人タワー」と表現したことがいけないと判明しました。」とし、それに対して「表現の自由は憲法21条で保障されていて、言論の自由が保障されている。このへんを議員は承知しているのか疑問です。」と記載している。裏面には、「住民が間違っってこの津波避難タワーに避難するのは非常に危険です。」と記載している。また、No.115 では、「オレンジゾーン内の新規工事などは必要ありません。狂気と言わざるを得ません。中止すべきです。」裏面には、「殺人タワーを海のそばに建設しました。」と記載していることは、令和7年12月定例会の12月19日(最終日)の本会議で、「殺人タワー」と発言したことが伊豆市議会での言論の品位を欠く行為であるとして、戒告の懲罰を科せられたにもかかわらず、まったくこれを反省していないと判断し、条例第3条第1号「市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。」に該当すると判断された。

### (2) 令和8年3月定例会の一般質問と、当初予算の反対討論での不適切発言について

令和8年3月11日の森良雄議員の一般質問の発言で、「土肥の問題は土肥で解決なんてできるのか。そもそも土肥には物事を解決する力が無い」。それから、「殺人タワーと言ったら怒られたけれども、これはあれですよ、オレンジゾーンの虐殺、大虐殺ですよ」と発言し、議長が発言の訂正を求めたが、森議員は拒否したため、議長が発言の取り消しと会議録の削除を行った。

また、同定例会の最終日、3月25日の令和8年度当初予算の反対討論において、「テラスオレンジトイを殺人タワーと称したのは間違いだったのでしょか。(中略)西部劇風に表現するならこれは大虐殺と言えるでしょう。」、「地方自治法どおり入札を行って実施してください。はっきり言っておきますけどね、土肥の業者の工事記録がいい加減です」、「さっき言ったように、市営の大虐殺なんて言うのを

起こさないようにぜひお願いしたい」などの発言があり、議長の発言の訂正を拒否したため、議長が発言の取り消しと会議録の削除を行った。

これらの発言が、条例第3条第7号「議員の発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実により他人の名誉を棄損する行為をしないこと。」に該当すると判断された。

#### (5) 議員としてのコンプライアンスについて

議員の責務として条例第2条第2項には、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにしなければならない。」と定められている。今回、この条例に基づき審査請求されたことは、第2項の規定による「疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにしなければならない。」に当たり、森良雄議員がテラッセオレンジトイを「殺人タワー」と称したこと、「住民が間違っってこの津波避難タワーに避難するのは非常に危険です。また、土肥には物事を解決する力が無い」などと発言したことは、事実関係を明らかにした発言ではない。

また、条例第2条第1項には、「議員は、市民全体の代表としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、市民の信頼に値する高い倫理性を保たなければならない。」と定められている。令和7年12月定例会で科せられた懲罰に反省はうかがえず、令和8年3月定例会では再び「殺人タワー」と発言していることは、第1項の規定による「市民の信頼に値する高い倫理性を保たなければならない。」に当たり、高い倫理性を、保っていない。

### 7 決定した措置

伊豆市議会議員政治倫理条例第6条第4項第4号の措置を求める。

「出席自粛の勧告」の出席自粛期間は、令和8年6月定例会の初日(6月12日)から最終日(7月2日)までの21日間とする。

### 8 通知に添付する説明書の内容

森議員が3月定例会で発言した不適切発言について、憲法第21条第1項の表現の自由の解釈と、テラッセオレンジトイに関する説明文書を、結果通知書とともに通知する。